

Y R P 研究開発推進協会設置要綱

第 1 章 総則

第 1 条 名称

本会は、Y R P 研究開発推進協会と称する。

第 2 条 目的

本会は、情報通信技術の発展への貢献を目指し、横須賀リサーチパーク計画の推進と横須賀リサーチパークにおける研究開発諸事業の企画・推進を目的に設立する。

第 3 条 事業

本会は、その目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 進出研究機関にとって魅力的な研究開発拠点の形成及び研究開発に関する総合的政策、具体的な事業計画の策定
- (2) 電波を発射して行う実験のための環境整備
- (3) 横須賀リサーチパークにおける研究開発に関する国内外の関係機関との連携・調整
- (4) 横須賀リサーチパーク計画推進のための企業誘致、広報等の諸事業
- (5) 横須賀リサーチパーク計画基盤整備事業環境影響予測評価書及び横須賀リサーチパーク実施計画に基づく進出機関の入居審査
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- (7) 前各号に付帯する事業

第 2 章 会員及び役員等

第 4 条 会員

1 本会の会員の種別は、次の 4 種とする。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同する者及び会長が特に認めた者とする。
- (2) アカデミア会員は、第 11 条のアカデミア交流ネットワークに参加する者とする。
- (3) スタートアップ会員は、資本金 5 千万円以下、会社設立から 3 年未満、社員数 30 人以下の企業であって、代表幹事が認めた者とする。
- (4) 特別会員は、本会の事業に関する検討に参画することを目的に、会長が特に認めた者とする。

- 2 アカデミア会員及びスタートアップ会員は、総会等の本会の活動方針を承認するための会議での議決権はないものとする。

第5条 役員

- 1 本会に、役員として名誉会長1名、会長1名、副会長若干名及び会計監査2名を置く。
- 2 名誉会長、会長及び会計監査は、総会において正会員の互選により選出する。
- 3 副会長は、正会員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、本会を代表し、本会の事務を統括する。
- 5 副会長は、会長不在時において、その職務を代行する。
- 6 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6条 顧問

- 1 顧問は、横須賀リサーチパーク計画の推進に関し、相談に応じ、助言を行う。
- 2 顧問は、情報通信技術の研究開発に精通した有識者、行政機関研究者等の中から会長が人選し、委嘱することができる。

第3章 会議及び会計等

第7条 組織

本会に、総会、幹事会、アドバイザリー会議及び企業等の入居等に関する審査会等を置く。

第8条 総会

- 1 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。
- 2 総会は、会長が必要と認めた場合に開催する。
- 3 総会は、正会員の2分の1以上の者の出席がなければ開会することができない。
- 4 総会の議長は、会長が務める。
- 5 総会の議事は、出席した正会員の過半数の同意を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 総会に出席できない正会員は、総会の議長又は他の正会員にその権限を委任することができる。この場合、当該会員は総会に出席したものとみなす。
- 7 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 活動方針及び予算
- (2) 設置要綱の改正
- (3) その他、本会の運営に関する重要な事項

第9条 幹事会

- 1 幹事会は、横須賀リサーチパークに研究機関等を有する企業、団体及び会長が特に認めた者の中から、会長が若干名を選出し、構成する。
- 2 幹事会に代表幹事を置く。代表幹事は、幹事の互選により選出する。
- 3 幹事会は、代表幹事が召集する。
- 4 幹事会は、諸課題の検討を行うため、必要に応じ、幹事会の下に検討グループ等を置くことができる。
- 5 幹事会は、次の事項を審議、決定するため、必要に応じて随時開催する。
 - (1) 活動方針に基づく活動計画の作成と実施
 - (2) 関係機関・団体等への要望・協議事項
 - (3) 電波を発射して行う実験のための環境整備及びこれに係る総務省への要望
 - (4) その他必要とする事項

第10条 アドバイザリー会議

- 1 アドバイザリー会議の委員は、有識者、会員企業、行政機関等の中から会長が人選し、委嘱する。
- 2 アドバイザリー会議に議長及び副議長を置く。議長及び副議長は、会長が指名する。
- 3 アドバイザリー会議は、横須賀リサーチパークにおける総合計画、研究課題及び研究体制等に対する提言、助言等を行う。
- 4 アドバイザリー会議は、議長が、主宰する。

第11条 アカデミア交流ネットワーク

- 1 アカデミア交流ネットワークは、幹事会のもとに置く。
- 2 アカデミア交流ネットワークは、参加者の持つ研究開発・教育に関するポテンシャルを生かし本会との連携を深めることにより、我が国のみならず世界的な電波・情報通信技術の発展に貢献する事業及び参加者の相互研究交流事業を実施する。
- 3 アカデミア交流ネットワークは、その運営目的に賛同する、大学及び正会員企業に属する者より構成する。

- 4 アカデミア交流ネットワークへの参加要望に基づく会員登録は、代表幹事が行う。

第12条 実験局運営会議

- 1 実験局運営会議は、幹事会のもとに置く。
- 2 実験局運営会議の事務は、電波を発射して行う実験の実施、横須賀リサーチパーク内で運用される複数の実験局の運用調整及びこれに付帯する事務とし、その事務を遂行するため、実験局の運用を行う者で構成する実験局分科会及び電波の発射調整を行う者で構成する分科会を置く。
- 3 実験局の運用責任は、実験局分科会が負う。

第13条 企業等の入居等に関する審査会

- 1 企業等の入居等に関する審査会は、第3条第5号に係る審査を行う。
- 2 企業等の入居等に関する委員会の委員は、有識者の中から会長が人選し、委嘱する。

第14条 事務局

- 1 事務局は、本会活動実施のための事務、会計及び庶務を担当する。
- 2 事務局は、株式会社横須賀テレコムリサーチパーク内に置く。

第15条 会費

- 1 正会員は、年会費として、一口30万円を納入しなければならない。
- 2 スタートアップ会員は、年会費として、一口10万円を納入しなければならない。
- 3 納入した会費は、理由のいかんを問わず返還しない。
- 4 特別会員、アカデミア会員及び会長が認めた者については、年会費を無料とする。

第16条 経費

- 1 本会の運営上必要な経費は、年会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 本会と実験局運営会議は別会計とし、実験局分科会に参加する者は電波法に基づく申請手数料、申請に伴う事務に係る費用を分担するものとする。

第17条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

附則1

- 1 この規約は、平成9年10月13日から施行する。
- 2 その他の必要事項については別に細則の定めるところによる。
- 3 協議会の設立初年度の会計年度は、設立総会の日（平成9年10月13日）に始まり、平成10年3月31日に終わるものとし、設立初年度の年会費は、一口15万円とする。

附則2

- 1 この規約は、平成10年4月24日から施行する。

附則3

- 1 この規約は、平成10年8月19日から施行する。

附則4

- 1 この規約は、平成13年4月20日から施行する。

附則5

- 1 この規約は、平成13年7月10日から施行する。

附則6

- 1 この規約は、平成14年3月28日から施行する。

附則7

- 1 この規約は、平成17年4月21日から施行する。